

国立大学法人埼玉大学ネーミングライツ募集要項（総合研究棟1号館シアター教室）

1. 目的

埼玉大学では、国立大学法人埼玉大学ネーミングライツ事業規則（以下「事業規則」という。）により民間事業者等と連携する機会を拡大するとともに、資産の有効活用と大学の経営基盤の拡充を図り、多様な財源の一つとして自己収入を増やし、本学及び地域の活性化に資することを目的として、ネーミングライツ事業者を公募します。

2. 対象施設等

総合研究棟1号館シアター教室

※ 詳細は別紙1を参照下さい。

3. 公募概要

（1）命名権の付与期間

命名権を付与する期間は、原則として3年以上5年以内とし、具体的な開始日及び終了日は、選定された事業者との契約において定めます。

（2）命名権付与に伴う設置可能物

事業規則第11条（1）に定める別称サイン、案内看板等。

詳細な内容（デザイン、サイズ、表示内容、設置方法等）については、契約締結後、本学と事前協議を行ったうえで決定します。

配慮事項：

1. 別称サイン等の配置やデザインは、設置する場所及び対象施設の用途、教育・研究環境への配慮をお願いします。
2. 別称サイン等については、屋内外を問わず、対象施設の周辺環境や建物・既存設置物の外観と調和がとれたデザインとし、派手すぎる色彩や過剰な光の演出を避けるようお願いいたします。

（3）応募資格等

次の各号に該当しない事業者等がネーミングライツ事業へ応募できるものとします。

- ① 風俗営業等又はこれに類する事業を行う者
- ② インターネット異性紹介事業を営む者
- ③ 行政機関から行政指導を受け、改善がなされていない者
- ④ 暴力団又はその統制下にある者
- ⑤ 貸金業を営む者

- ⑥ 賭け事に係る業種に属する事業を行う者
- ⑦ 政治団体
- ⑧ 宗教団体
- ⑨ 会社更生法又は民事再生法に基づく申立てをしている者等
- ⑩ 国税、地方税等を滞納している者
- ⑪ その他、本学が命名権を付与する事業者等としてふさわしくないと認める者

(4) 設定できない別称

応募者は、次の各号のいずれかに該当する別称を設定することはできません。

- ① 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- ② 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- ③ 政治活動又は意見広告に関するもの
- ④ 宗教の宣伝又は布教活動に関するもの
- ⑤ 個人、団体又は組織等の名誉、信用、正当な権利又は財産等を損なうおそれがあるもの
- ⑥ 著作権、商標権その他の知的財産権を侵害するもの又はそのおそれがあるもの
- ⑦ 青少年の健全な育成を阻害するもの又はそのおそれがあるもの
- ⑧ 風営法第2条に規定する営業に関するもの
- ⑨ 貸金業法第2条に規定する貸金業に関するもの
- ⑩ たばこの広告又は喫煙を促すもの
- ⑪ 個人の名刺広告に関するもの
- ⑫ その他本学が別称として設定することが適当でないと認めるもの

(5) 費用負担

次に掲げる費用は、ネーミングライツ事業者が負担するものとします。

- ① ネーミングライツ事業を実施する施設等に係る別称のサイン、案内看板等の設置及び変更に必要な費用
- ② 命名権付与期間の満了、契約の解除又は命名権の取消しに伴う別称のサイン、案内看板等の原状回復に必要な費用

4. 現地確認

応募を検討している事業者に対し、必要に応じて、個別に現地確認の機会を設ける場合があります。

現地確認を希望される場合は、令和8年8月27日(木)までに、14. 申込書の提出先及び問合せ先にご連絡ください。

なお、実施日時等については、施設の利用状況等を踏まえ、個別に調整します。

5. 応募方法

(1) 提出書類

ア ネーミングライツ事業申込書（別紙様式第1号）

別紙様式第1号の「別称の理由」欄については、提案する別称の趣旨、考え方等を確認するため、必要に応じて欄を広げる、又は別紙を添付するなどして、具体的に記載してください。

イ 必要書類

【法人等及び法人等により構成された団体】

- ① 法人等の概要を記載した書類
- ② 定款、寄附行為その他これらに類する書類
- ③ 法人の登記事項証明書（法人以外の団体は、これに準ずる証明書）
- ④ 直近3事業年度分の決算報告書（貸借対照表及び損益計算書）及び事業報告書
- ⑤ 国税、地方税等を滞納していないことを証する書面（納税証明書等）
- ⑥ デザイン案

※事業規則第11条（1）に定める別称サイン、案内看板等

【個人事業主】

- ① 個人事業主が行う事業の概要を記載した書類
- ② 個人事業の開廃業等届出書（写）
- ③ 直近3事業年度分の決算報告書（所得税青色申告決算書（写））
- ④ 国税、地方税等を滞納していないことを証する書面（納税証明書等）
- ⑤ デザイン案

※事業規則第11条（1）に定める別称サイン、案内看板等。

(2) 事前相談

事業規則第6条第2項にあるネーミングライツ事業申込書（別紙様式第1号）を提出する前に条件等の確認が必要になるため、必ず事前相談を行ってください。

（担当） 15 申込書の提出先及び問合せ先と同様

(3) 提出締切

令和8年9月4日（金）午後5時

郵送での受付は締め切り当日必着とします。なお、持参の場合の受付時間は土、日・祝日及び大学が定める休日を除く午前9時から午後5時までとします。

(4) その他留意事項

- ① 申込みに関して必要な費用は、応募者の負担とします。
- ② 必要に応じて追加資料を求める場合があります。

- ③ 提出された提案書は、選定する以外に、応募者は無断で使用しないものとします。
- ④ 提出されたネーミングライツ事業申込書等の提案書類は、選定の際使用するほか、関係機関に意見を求める目的で必要な範囲に限定して複製し使用することがあります。
- ⑤ 提出されたネーミングライツ事業申込書等の提案書類の返却には応じません。
- ⑥ ネーミングライツ事業申込書を提出後、決定通知の受領前に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出してください。
- ⑦ 法令等に基づき保護される第三者の権利の対象となっている名称を使用して生じた責任は応募者に負っていただきます。
- ⑧ 公募に際し、埼玉大学が提示する資料は、事業の提案を行う目的以外の目的で使用することはできません。

6. 選定について

(1) 選定方法

本学が設置する施設環境マネジメント委員会において、(2)の資格要件及び審査基準に基づき、設定する別称、表示内容、命名権料、契約期間その他の提案内容を総合的に審査し、学長が決定します。

(2) 応募資格要件及び審査基準

【応募資格要件】

応募者は、次の要件を満たす者とします。

- ① 本学ネーミングライツ事業規則第6条各号のいずれにも該当しないこと。
- ② 同条第2項に定める必要書類を提出していること。

【審査基準】

本学は、応募者から提出された申込書類等に基づき、次に掲げる事項を総合的に勘案の上、ネーミングライツ事業者を選定します。

- ① 応募者の適格性
- ② 別称案及び表示内容の適切性
- ③ 対象施設との整合性
- ④ 命名権料の妥当性
- ⑤ 契約期間の適切性
- ⑥ 本学への寄与及び社会的な効果
- ⑦ その他本学が必要と認める事項

7. 選定結果の通知

すべての応募者に対し、決定通知書又は不採択通知書により、決定結果を通知します。

8. 契約の締結・公表

本学は、ネーミングライツ事業の決定を通知した事業者等と契約を締結します。

正式に契約を締結した後に、原則としてその事業者等名、施設等の「別称等」、命名権料及び契約期間等を公表します。なお、公表内容については、事前に協議します。

9. 命名権料

命名権料は、対象施設の規模、利用状況その他の事情を総合的に勘案して定めるものとします。なお、今回の対象施設に係る命名権料は、原則年額 600,000 円（税抜）以上とします。

10. 命名権料の納入

命名権料は、所定の期日までに、本学が指定する預金口座に年度ごとに一括で納入することになります。ただし、本学が特に必要と認めるときは、事業者等と協議の上、納入方法、納入額及び納入時期を別に定めることができます。

11. 別称の変更

別称（事業者等の名称又愛称）は、命名権を付与した期間内において変更することはできません。ただし、本学が特に必要と認める場合は変更することができます。

12. 契約の解除

ネーミングライツ事業者は、自身の都合により事業の継続が困難となった場合は、契約の解除を申し出ることができます。

契約の解除を申し出る場合は、ネーミングライツ事業契約解除申出書を提出してください。ただし、既に納入された命名権料は返還しません。

13. 命名権の取消し

本学は、命名権料の未納、法令違反、社会的又は経済的信用の著しい失墜、契約解除の申出その他必要があると認めるときは、命名権の付与を取り消すことがあります。

この場合、既に納入された命名権料は返還しません。

14. スケジュール

- (1) 公募期間 : 令和 8 年 8 月 5 日（水）～令和 8 年 9 月 4 日（金）
- (2) 現地確認 : 令和 8 年 8 月 5 日（水）～令和 8 年 8 月 7 日（金）
及び令和 8 年 8 月 19 日（水）～令和 8 年 8 月 28 日（金）
- (3) 応募書類提出締切 : 令和 8 年 9 月 4 日（金）
- (4) 事業者選定 : 令和 8 年 10 月 1 日（木）（予定）

(5) 契約締結 : 令和 8 年 10 月上旬～令和 8 年 10 月中旬 (予定)

15. 申込書の提出先及び問合せ先

埼玉大学財務部施設管理課企画係

〒338-8570

埼玉県さいたま市桜区下大久保 255

TEL : 048-858-3020

E-mail : s-kikaku@gr.saitama-u.ac.jp

対象施設概要

対象施設

対象施設名等	面積	座席数	用途
総合研究棟 1 号館 シアター教室	186m ²	146席	説明会、セミナー 等を利用

建物配置図



現況写真



別紙様式第1号（第6条関係）

年 月 日

国立大学法人埼玉大学長 殿

申込者

名 称 _____

代表者 _____

住 所 _____

ネーミングライツ事業申込書

国立大学法人埼玉大学ネーミングライツ事業規則第6条第2項の規定に基づき、必要書類を添えて以下のとおりネーミングライツ事業に応募します。

施設・スペース名		
別 称 （ 案 ）		
別 称 の 理 由		
命 名 権 料	円（年額／税抜）	
命名権付与期間	年 月 日から 年 月 日まで	
連 絡 先	担 当 者 氏 名	
	電 話	（ ）
	F A X	（ ）
	E - m a i l	

必要書類

1. 法人等及び法人等により構成された団体

- （1）法人等の概要を記載した書類
- （2）定款、寄附行為その他これらに類する書類
- （3）法人の登記事項証明書（法人以外の団体は、これに準ずる証明書）
- （4）直近3事業年度分の決算報告書（貸借対照表及び損益計算書）及び事業報告書
- （5）国税、地方税等を滞納していないことを証する書面（納税証明書等）
- （6）デザイン案

2. 個人事業主

- （1）個人事業主が行う事業の概要を記載した書類
- （2）個人事業の開廃業等届出書（写）
- （3）直近3事業年度分の決算報告書（所得税青色申告決算書（写））
- （4）国税、地方税等を滞納していないことを証する書面（納税証明書等）
- （5）デザイン案

契 約 書（案）

国立大学法人埼玉大学（以下「甲」という。）と〇〇株式会社（以下「乙」という。）は、甲が所有する対象施設等に別称を設定する命名権及び命名権付与に伴う設置可能物に関し、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本契約は、次条以下に定める命名権及び命名権付与に伴う設置可能物について、基本的な事項を定め、円滑な遂行を図ることを目的とする。

（命名権）

第2条 甲は乙に対して、本契約に定めるところにより、甲が所有する対象施設等に命名権を付与するものとする。

（命名権の別称）

第3条 本契約に基づき、乙が申し入れ、甲が承認した命名権の対象は、次の対象施設等とする。

対象施設等名：国立大学法人埼玉大学総合研究棟1号館シアター教室

所在地：埼玉県さいたま市桜区下大久保255

2 対象施設等に設定する別称は、次のとおりとする。

別称：〇〇

3 甲は、甲の定める規則等、組織内部における文書の記載等において正式名称を使用する場合を除き、前項の別称を使用し、乙と協力して、別称の定着に努力するものとする。

4 本契約の有効期間中において、乙は、原則として本契約における別称を変更することができない。

（契約の有効期間及び別称の使用期間）

第4条 本契約の有効期間及び別称の使用期間は、令和8年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までとする。

2 乙は、甲の作成するパンフレット、ホームページ、学生生活案内等の各種広報物又は印刷物について、別称使用開始期間が到来していない場合であっても、別称を使用することを認める。

3 第1項の規定にかかわらず、本契約が終了した場合は、別称の使用についても同時に終了する。

（命名権付与に伴う設置可能物の設置）

第5条 乙は、命名権付与に伴う設置可能物として、対象施設等に係る既存のサイン、案内看板等について、甲乙協議のうえ、別称を表示するものに変更することができる。

2 前項に定める場合のほか、乙は、甲乙協議のうえ、対象施設等その他甲が認める場所に、新たに別称サイン、案内看板等（以下「サイン等」という。）を設置することができる。

- 3 前2項に定めるサイン等の具体的なサイズ、色彩、設置箇所及び掲示方法等については、甲乙協議のうえ決定するものとする。
- 4 第1項及び第2項に定めるサイン等の変更及び設置は、乙が実施するものとし、その費用は乙が負担するものとする。
- 5 第1項に定める変更後のサイン等の所有権は設置者に帰属し、第2項に定める新たに設置するサイン等の所有権は乙に帰属するものとする。ただし、甲乙協議により別段の定めをした場合は、この限りでない。

(命名権付与に伴う設置可能物の管理)

第6条 サイン等の修繕、維持管理等に要する費用については、乙が負担するものとする。

- 2 サイン等に起因して第三者に損害が生じた場合は、乙の責任及び費用負担により処理するものとする。ただし、当該損害が甲の責めに帰すべき事由による場合は、この限りでない。

(その他の特典、付帯条件等)

第7条 甲は、甲乙協議のうえ、乙に対し、次に各号に掲げる特典を付与する。

- (1) 甲は、甲の広報誌やホームページを通じて、別称の普及と定着に努力する。
- (2) 乙は、対象施設等に命名権が付与されていることを、乙の管理する媒体やその他の媒体(ホームページ、出版物等)で表示することができる。
- (3) 前号の場合は、甲は乙に対し、別称並びに対象施設等の動画及び静止画を使用することを認めるものとする。

ただし、乙は対象施設等の動画または静止画を使用する際には、事前に文書により甲の了解を得なければならない。

- 2 前号各号に定める特典等の権利は、第三者への譲渡や転貸等はいできない。

(命名権料)

第8条 本契約に基づく命名権料は、年額金〇〇〇円(税抜)とし、これに消費税及び地方消費税相当額を加算した額を、乙が甲に支払うものとする。

- 2 乙は、前項に定める命名権料について、甲の発する請求書に基づき、年度ごとに一括して、甲の定める納入期限までに納付しなければならない。
- 3 乙が所定の納入期限までに納付しない場合は、指定した納入期限の翌日から納付した日までの期間の日数に応じ、その未納額に年3%の割合で計算した金額を延滞金として甲に支払わなければならない。
- 4 命名権料の支払に要する費用は、乙が負担する。

(権利義務の譲渡の禁止)

第9条 乙は、本契約により生じる権利及び義務について、第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又は担保に供してはならない。

(原状回復)

第10条 乙は、本契約が終了した場合には、速やかに自己の負担でサイン等を撤去し、本件対象施設等を原状に回復して甲に返還しなければならない。

2 前項のサイン等の撤去及び原状回復を乙が行わないときは、乙は、甲がサイン等を撤去し、その費用の全額を乙に請求することについて、あらかじめ承諾するものとする。この場合において、乙は直ちにその費用を甲に支払わなければならない。

(契約の解除)

第11条 甲及び乙は、次の各号の一に該当する場合、又は相当期間を付して是正を勧告し、当該期間を経過してもなお是正されない場合には、本契約を解除することができる。

- (1) 本契約の締結及び履行に際し、不正の行為を行ったとき。
- (2) 正当な理由なく、本契約に定める義務を履行しないとき。
- (3) 本契約に定める条項に違反した場合。
- (4) 法令違反等の不正行為、公序良俗に反する行為その他社会的信用を失墜する行為を行ったとき。
- (5) 乙がネーミングライツ事業者として決定された時点の応募資格を満たさなくなったとき。
- (6) 乙の事情等により別称の維持が困難となったとき。
- (7) 甲が実施する改修工事等により、別称の維持が困難となったとき。
- (8) 災害により、別称の維持が困難となったとき。

2 乙が前項第6号により、本契約を解除するときは、3ヶ月前までに、甲に申し入れるものとする。

3 第1項各号に定める契約解除が行われる場合のサイン等の撤去については、前条第1項及び第2項の規定を準用する。

(命名権料の返還)

第12条 前条第1項第1号から第4号の規定に基づく甲の申し入れにより、契約が解除された場合及び同条第1項第5号及び第6号の規定により契約が解除された場合、甲は、乙が既に支払った命名権料を返還しないものとする。

2 前条第1項第1号から第4号の規定に基づく乙の申し入れにより、契約が解除された場合及び同条第7号及び第8号により、本契約が終了した場合、甲は、既に支払われた命名権料のうち未履行分について、日割りにより計算のうえ、乙に速やかに返還するものとする。

(契約の変更)

第13条 甲及び乙は、第4条第1項の契約期間中、重大な事業の変化が生じた場合には、相手方に対して当該事情を通知のうえ、甲乙誠実に協議のうえ、契約内容を変更することができる。

2 甲及び乙は、災害その他やむを得ない理由により、本契約の履行に支障があると判断した場合には、相手方と協議のうえ、契約内容を変更することができる。

(損害賠償)

第14条 甲及び乙は、その責めに帰することができない事由による場合を除き、本契約を履行しないため又は履行に瑕疵があり、相手方に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(秘密の保持)

第15条 甲及び乙は、業務の実施に関し相手方から秘密である旨を明示して開示された情報(以下「秘密情報」という。)をみだりに他者に漏らしてはならない。

2 前項の規定は、本契約の終了又は解除の後も秘密情報を保有する限り効力を有する。

(管轄裁判所)

第16条 本契約に関して訴訟の必要が生じた場合は、甲の所在地を管轄するさいたま地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(疑義等に関する協議)

第17条 本契約書の内容に関し、契約に定めがない事項又は疑義が生じた場合には、甲乙協議により解決するものとする。

本契約の締結を証するため、本書を2通作成し、双方記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

令和8年〇月〇日

甲 埼玉県さいたま市桜区下大久保 255

国立大学法人埼玉大学

学長 〇〇 〇〇

乙 〇〇県〇〇市・・・

〇〇株式会社

代表取締役 〇〇 〇〇

○国立大学法人埼玉大学ネーミングライツ事業規則

〔令和6年12月19日〕
規則第25号

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人埼玉大学（以下「本学」という。）が実施するネーミングライツ事業に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業者等 法人、法人以外の団体（以下「法人等」という。）若しくは法人等により構成された団体又は個人事業主をいう。
- (2) 施設等 本学が所有する施設及びスペースをいう。
- (3) 命名権 事業者等が本学の施設等に別称（事業者等の名称又は愛称をいう。以下同じ。）を設定する権利をいう。
- (4) 命名権料 前号に規定する命名権の対価をいう。
- (5) ネーミングライツ事業 本学が命名権を付与した事業者等（以下「ネーミングライツ事業者」という。）から得た命名権料を活用して、本学の施設等の維持管理に要する費用の一部に充てる事業をいう。

(基本原則)

第3条 ネーミングライツ事業は、本学の施設等の本来の目的に支障を来さない方法により実施するとともに、対象となる施設等の公共性を考慮し、社会的な信頼性を損なわないようにしなければならない。

2 本学は、ネーミングライツ事業を導入した施設等について、別称を積極的に使用するものとする。

3 本学は、ネーミングライツ事業を導入した場合であっても、施設等の名称については変更しないものとする。

(命名権の付与期間)

第4条 命名権を付与する期間は、原則3年以上5年以内とし、個々の契約ごとにこれを定める。

(募集)

第5条 ネーミングライツ事業の実施に当たり、命名権の付与を希望する事業者等の募集は、原則として公募によるものとし、ホームページ等により広く行う。

2 学長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前項の規定にかかわらず、施設・環境マネジメント委員会（以下「委員会」という。）の議を経て、公募によらずにネーミングライツ事業を募集し実施することができる。

(1) 民間機関等との共同研究に直接関係する施設等に係るネーミングライツ事業であって、当該共同研究の相手方（これに準ずる者を含む。）以外の事業者等にその命名権を付与することが適切でないとき。

(2) 前号に定めるもののほか、特定の事業者等以外の事業者等にその施設等に係る命名権を付与することが適切でないとき。

（応募資格等）

第6条 ネーミングライツ事業への応募資格を有する事業者等は、次の各号のいずれにも該当しない者とする。

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風営法」という。）第2条に規定する営業を営む者及び当該営業に類する事業を行う者

(2) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）第2条第2号に規定するインターネット異性紹介事業を営む者

(3) 行政機関から行政指導を受け、改善がなされていない者

(4) 社会問題を起こしている者

(5) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある者

(6) 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第1項に規定する貸金業を営む者

(7) 賭け事に係る業種に属する事業を行う者

(8) 政治団体

(9) 宗教団体

(10) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者及び申立てがされている者

(11) 国税、地方税等を滞納している者

(12) 前各号に定めるもののほか、命名権を付与する事業者等としてふさわしくないと思ふと本学が認める者

2 ネーミングライツ事業に応募する事業者等（以下「応募者」という。）は、ネーミングライツ事業申込書（別紙様式第1号）に必要書類を添えて、学長に提出するものとする。

（設定できない別称）

第 7 条 応募者は、次の各号のいずれかに該当する別称を設定することができない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 政治活動又は意見広告に関するもの
- (4) 宗教の宣伝又は布教活動に関するもの
- (5) 個人、団体又は組織等の名誉、信用、正当な権利又は財産等を損なうおそれがあるもの
- (6) 著作権、商標権その他の知的財産権を侵害するもの又はそのおそれがあるもの
- (7) 青少年の健全な育成を阻害するもの又はそのおそれがあるもの
- (8) 風営法第 2 条に規定する営業に関するもの
- (9) 貸金業法第 2 条に規定する貸金業に関するもの
- (10) たばこの広告又は喫煙を促すもの
- (11) 社会問題の主義及び主張に関するもの
- (12) 個人の名刺広告に関するもの
- (13) その他本学が別称として設定することが適当でないと認めるもの
(審査機関)

第 8 条 ネーミングライツ事業の選定、設定する別称、命名権料その他の審査は、委員会が行う。
(決定及び通知)

第 9 条 学長は、第 6 条第 2 項の規定による応募があったときは、委員会の審査を経て、そのネーミングライツ事業の採否を決定する。

2 学長は、応募者に対し、ネーミングライツ事業決定通知書(別紙様式第 2 号)又はネーミングライツ事業不採択通知書(別紙様式第 3 号)により、前項の決定の結果を通知するものとする。
(契約)

第 10 条 学長は、前条第 1 項の規定によりネーミングライツ事業の実施を決定したときは、当該事業者等と当該ネーミングライツ事業に係る契約を締結するものとする。
(費用負担)

第 11 条 次に掲げる費用は、ネーミングライツ事業者が負担するものとする。
(1) ネーミングライツ事業を実施する施設等に係る別称のサイン、案内看板等の設置及び変更に必要な費用
(2) 命名権付与期間の満了、第 14 条の規定に基づく契約の解除又は第 15 条の

規定に基づく命名権の取消しに伴う別称のサイン、案内看板等の原状回復に必要な費用

(命名権料の納入)

第 1 2 条 命名権料は、所定の期日までに、本学が指定する預金口座に年度ごとに一括で納入しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、学長が特に必要と認めるときは、ネーミングライツ事業者と協議の上、納入方法、納入額及び納入時期を別に定めることができる。

(別称の変更)

第 1 3 条 別称は、命名権を付与した期間内において変更することはできない。ただし、学長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(契約の解除)

第 1 4 条 ネーミングライツ事業者は、自身の都合によりネーミングライツ事業の継続が困難となった場合は、契約の解除を申し出ることができる。

2 前項の規定による契約の解除は、ネーミングライツ事業契約解除申出書（別紙様式第 4 号）により、学長に申し出なければならない。

(命名権の取消し)

第 1 5 条 学長は、次の各号のいずれかに該当するときは、委員会の議を経て、命名権の付与を取り消すことができる。

(1) 所定の期日までに命名権料の納入がないとき。

(2) ネーミングライツ事業者が法令及び規則等に違反し、又はそのおそれがあるとき。

(3) ネーミングライツ事業者の社会的又は経済的信用が著しく失墜する事由が発生したとき。

(4) 前条の規定により、ネーミングライツ事業者から契約解除の申出があったとき。

(5) その他学長が命名権の付与を取り消す必要があると認めるとき。

2 学長は、前項の規定により命名権の付与を取り消したときは、ネーミングライツ事業取消通知書（別紙様式第 5 号）によりネーミングライツ事業者に通知するものとする。この場合において、第 12 条の規定により既に納入された命名権料については、返還しない。

(事務)

第 1 6 条 ネーミングライツ事業に関する事務は、関係部局の協力を得て、財務部施設管理課及び経理課において処理する。

(雑則)

第 17 条 この規則に定めるもののほか、ネーミングライツ事業に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和 6 年 12 月 19 日から施行する。

別紙様式第1号（第6条関係）

年 月 日

国立大学法人埼玉大学長 殿

申込者

名 称 _____

代表者 _____

住 所 _____

ネーミングライツ事業申込書

国立大学法人埼玉大学ネーミングライツ事業規則第6条第2項の規定に基づき、必要書類を添えて以下のとおりネーミングライツ事業に応募します。

施設・スペース名		
別 称 （ 案 ）		
別 称 の 理 由		
命 名 権 料	円（年額／税抜）	
命名権付与期間	年 月 日から 年 月 日まで	
連 絡 先	担 当 者 氏 名	
	電 話	（ ）
	F A X	（ ）
	E - m a i l	

必要書類

1. 法人等及び法人等により構成された団体
 - （1）法人等の概要を記載した書類
 - （2）定款、寄附行為その他これらに類する書類
 - （3）法人の登記事項証明書（法人以外の団体は、これに準ずる証明書）
 - （4）直近3事業年度分の決算報告書（貸借対照表及び損益計算書）及び事業報告書
 - （5）国税、地方税等を滞納していないことを証する書面（納税証明書等）
 - （6）デザイン案
2. 個人事業主
 - （1）個人事業主が行う事業の概要を記載した書類
 - （2）個人事業の開廃業等届出書（写）
 - （3）直近3事業年度分の決算報告書（所得税青色申告決算書（写））
 - （4）国税、地方税等を滞納していないことを証する書面（納税証明書等）
 - （5）デザイン案

別紙様式第2号（第9条関係）

埼大 第 号
年 月 日

殿

国立大学法人埼玉大学長

ネーミングライツ事業決定通知書

年 月 日付けで応募のあったネーミングライツ事業について、以下のとおり採択することを決定したので通知します。

施設・スペース名		
別 称		
命名権付与期間	年 月 日から 年 月 日まで	
命 名 権 料	年 額	円（税抜）
	総額（年間）	円（税抜）

別紙様式第3号（第9条関係）

埼大 第 号
年 月 日

殿

国立大学法人埼玉大学長

ネーミングライツ事業不採択通知書

年 月 日付けで応募のあったネーミングライツ事業については、下記の理由により不採択となったので通知します。

記

（理由）

別紙様式第4号（第14条関係）

年 月 日

国立大学法人埼玉大学長 殿

ネーミングライツ事業者

名 称 _____

代表者 _____

住 所 _____

ネーミングライツ事業契約解除申出書

年 月 日付けで契約したネーミングライツ事業について、国立大学法人埼玉大学ネーミングライツ事業規則第14条第2項の規定に基づき、以下のとおり契約解除を申し出ます。

施設・スペース名	
別 称	
命名権付与期間	年 月 日から 年 月 日まで
命 名 権 料	円（年額／税抜）
解 除 希 望 日	年 月 日
契約解除の理由	

別紙様式第5号（第15条関係）

埼大 第 号
年 月 日

殿

国立大学法人埼玉大学長

ネーミングライツ事業取消通知書

年 月 日付け埼大 第 号ネーミングライツ事業決定通知書によるネーミングライツ事業について、以下の理由により取消しを決定したので、国立大学法人埼玉大学ネーミングライツ事業規則第15条第2項の規定により通知します。
なお、既に納入された命名権料は、返還しないことを申し添えます。

取 消 年 月 日	年 月 日
取 消 理 由	